

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第29条第1項に規定する地域型保育を行うものとして確認を受けた事業者が行う特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）並びに<u>清水町立保育所、清水町認定こども園及び清水町立清水幼稚園</u>（以下「<u>清水幼稚園</u>」という。）において実施する事業に係る利用者の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>預かり保育料</u> <u>清水幼稚園において、幼稚園通常保育終了後に、幼稚園の管理下において保育することにより、保護者の子育てを支援する事業（以下「預かり保育」という。）に係る保育料をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 1号認定子ども及び2号認定子ども（当該年度の初日の前日において3歳に達していない子ども（次項において「特定3歳児」という。）を除く。）に係る保育料は、<u>無料</u>とする。</p> <p>2 2号認定子ども（<u>特定3歳児に限る。</u>）及び3号認定子どもに係る保育料は、<u>別表</u>に定める額とする。</p> <p>3 前2項の規定は、他市町村（特別区を含む。<u>次項において同じ。</u>）に所在する特定教育・保育施設に入所及び特定地域型保育を受ける場合にも適用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第29条第1項に規定する地域型保育を行うものとして確認を受けた事業者が行う特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）並びに<u>清水町立保育所及び清水町認定こども園</u>において実施する事業に係る利用者の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 1号認定子どもに係る保育料は、<u>別表1に定める額とする。ただし、町が支給認定を行った子どもが清水町立清水幼稚園に入園する場合には、清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年清水町条例第16号）を適用する。</u></p> <p>2 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る保育料は、<u>別表2に定める額とする。</u></p> <p>3 前2項の規定は、他市町村（特別区を含む。<u>次項において同じに。</u>）に所在する特定教育・保育施設に入所及び特定地域型保育を受ける場合にも適用する。</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前						
<p>(預かり保育料)  <u>第6条</u> 預かり保育料は、子ども1人1時間につき300円とする。</p> <p>(保育料、時間外保育料、一時保育料及び預かり保育料の納付)  <u>第7条</u> 保育料、時間外保育料、一時保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>(保育料等の免除)  <u>第8条</u> (略)                  2 保育所条例第5条及び認定こども園条例第5条に規定する時間外保育を利用する世帯、保育所条例第6条及び認定こども園条例第6条に規定する一時保育を利用する世帯並びに預かり保育を利用する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分）に該当する場合は全額を免除する。                  3 (略)</p> <p>(保育料等の不還付)  <u>第9条</u> (略)</p> <p>(保育料の滞納に関する措置)  <u>第10条</u> (略)</p> <p>(委任)  <u>第11条</u> (略)</p>	<p>(保育料、時間外保育料及び一時保育料の納付)  <u>第6条</u> 保育料、時間外保育料及び一時保育料（以下「保育料等」という。）は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>(保育料等の免除)  <u>第7条</u> (略)                  2 保育所条例第5条及び認定こども園条例第5条に規定する時間外保育を利用する世帯並びに保育所条例第6条及び認定こども園条例第6条に規定する一時保育事業を利用する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯（当該年度の4月1日から8月31日までの間にあっては前年度分、9月1日から翌年3月31日までの間にあっては当該年度分）に該当する場合は全額を免除する。                  3 (略)</p> <p>(保育料等の不還付)  <u>第8条</u> (略)</p> <p>(保育料の滞納に関する措置)  <u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)  <u>第10条</u> (略)</p> <p><u>別表1</u>（第3条関係）</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1300 1238 1406">階層区分</th> <th data-bbox="1238 1300 1895 1406">定義</th> <th data-bbox="1895 1300 2119 1406">保育料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	定義	保育料（月額）			
階層区分	定義	保育料（月額）					

改正後	改正前		
	1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）	0円
	2	1階層を除き市町村民税の所得割課税額が非課税世帯	3,000円
	3	1階層を除き市町村民税の所得割課税額が課税世帯	9,200円
	備考		
	1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。		
	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯		
	(2) 次に掲げる児（者）を有する世帯		
	ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者		
	イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者		
	ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者		
	エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者		
	(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯		
	階層区分	定義	保育料（月額）
	2	市町村民税の所得割課税額が非課税世帯	0円
	3	市町村民税の所得割課税額が課税世帯	3,000円
	2 この表における「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料においては前年度分の市町村民税額、9月から3月分までの保育料においては当該年度分の市町村民税額とする。		

改正後

改正前

別表（第3条関係）

階層区分	定義	保育料（月額）	
		保育標準時間認定子ども	保育短時間認定子ども
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0円	0円
2	1階層を除き市町村民税が非課税の世帯	0円	0円
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	9,500円	9,300円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	16,200円	15,900円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	21,800円	21,400円

- 3 町長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、3階層に決定することができる。
- 4 児童が月の途中に入所又は退所した場合は、別表1又は別表1備考1に定める額に当該月の在籍日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

別表2（第3条関係）

各月初日の入所児童の属する階層区分		保育料（月額）			
階層区分	定義	保育標準時間認定子ども		保育短時間認定子ども	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0円	0円	0円	0円
2	1階層を除き市町村民税が非課税の世帯	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,000円	7,500円	9,800円	7,300円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	17,000円	12,000円	16,700円	11,700円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	23,000円	15,000円	22,600円	14,700円

改正後				
6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	30,500円		29,900円
7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	38,000円		37,300円
8	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上254,000円未満の世帯	45,500円		44,600円
9	市町村民税の所得割課税額が254,000円以上301,000円未満の世帯	53,200円		52,200円
10	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上の世帯	61,000円		59,900円

改正前					
6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	32,000円	20,000円	31,400円	19,600円
7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	40,000円	25,000円	39,300円	24,500円
8	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上254,000円未満の世帯	48,000円	30,000円	47,100円	29,400円
9	市町村民税の所得割課税額が254,000円以上301,000円未満の世帯	56,000円	35,000円	55,000円	34,400円
10	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上の世帯	64,000円	40,000円	62,900円	39,300円

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

改正後				改正前					
定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者 (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯				(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯					
階層区分	定義	保育料 (月額)		階層区分	定義	保育料 (月額)			
		保育標準時間認定子ども	保育短時間認定子ども			保育標準時間認定子ども		保育短時間認定子ども	
		3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0円	0円	2	市町村民税が非課税の世帯	0円	0円	0円	0円
2	1階層を除き市町村民税が非課税の世帯	0円	0円	3	2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,500円	2,500円	3,400円	2,450円
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,300円	3,200円	4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	6,000円	4,100円	5,800円	4,000円
4	市町村民税の所得割課税額が48,600円以上67,000円未満の世帯	5,700円	5,500円	5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	8,000円	5,000円	7,800円	4,900円
5	市町村民税の所得割課税額が67,000円以上97,000円未満の世帯	7,600円	7,400円	6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	16,000円	10,000円	15,700円	9,800円
6	市町村民税の所得割課税額が97,000円以上140,000円未満の世帯	15,250円	14,950円	7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	20,000円	12,500円	19,650円	12,250円
				8	市町村民税の所得割課税額が	24,000円	15,000円	23,550円	12,450円

改正後				改正前				
7	市町村民税の所得割課税額が140,000円以上169,000円未満の世帯	19,000円	18,650円					
8	市町村民税の所得割課税額が169,000円以上254,000円未満の世帯	22,750円	22,300円					
9	市町村民税の所得割課税額が254,000円以上301,000円未満の世帯	26,600円	26,100円					
10	市町村民税の所得割課税額が301,000円以上の世帯	30,500円	29,950円	169,000円以上254,000円未満の世帯				
				254,000円以上301,000円未満の世帯	28,000円	17,500円	27,500円	17,200円
				301,000円以上の世帯	32,000円	20,000円	31,450円	19,650円

  

2	この表における「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料においては前年度分の市町村民税額、9月から3月分までの保育料においては当該年度分の市町村民税額とする。							
3	町長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、10階層に決定することができる。							
4	この表において「保育標準時間認定子ども」とは、清水町子どものための教育・保育の支給認定に関する規則（平成27年清水町規則第2号。以下「支給認定規則」という。）第5条第1項第1号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。							
5	この表において「保育短時間認定子ども」とは、支給認定規則第5条第1項第2号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。							
6	児童が月の途中に入所又は退所した場合は、別表又は別表備考1に定める額に当該月の在籍日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。							
2	この表における「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料においては前年度分の市町村民税額、9月から3月分までの保育料においては当該年度分の市町村民税額とする。							
3	町長が別に定める保育料算定のための必要書類が未提出の場合は、市町村民税所得割合算額が最高額の区分に属するものと推定して、10階層に決定することができる。							
4	この表において「3歳未満児」とは、特定教育・保育等を受けた日の属する月の初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、「3歳以上児」とは、特定教育・保育等を受けた日の属する月の初日の前日において3歳に達している子どもをいう。							
5	この表において「保育標準時間認定子ども」とは、清水町子どものための教育・保育の支給認定に関する規則（平成27年清水町規則第2号。以下「支給認定規則」という。）第5条第1項第1号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。							
6	この表において「保育短時間認定子ども」とは、支給認定規則第5条第1項第2号の保育必要量の認定を受けた子どもをいう。							
7	児童が月の途中に入所又は退所した場合は、別表2又は別表2備考1に定める額に当該月の在籍日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。							

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、令和元年10月1日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、施行日前までに行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行日前までに満3歳に到達した子どもの令和元年10月分以降の保育料を無料とし、令和元年10月1日以降令和2年2月29日までに満3歳に到達した子どもの保育料は満3歳に到達した翌月分から無料とする。